慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	革命期の羅馬に於ける社会闘争続編（一）
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.7 (1924. 7) ,p.959(49)- 975(65)
JaLC DOI	10.14991/001.19240701-0049
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240701-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を益々吸收するからして、共に賃銀を騰貴せしむと云ふのである。(A. a. O., S. 520)

以上は Adam Smith 及び Oppenheimer が生產力增進の點から自由主義を理由附けんとする說の大要である。

革命期の羅馬に於ける社會鬪爭續編（一）

高橋誠一郎

一

ポリビオスは羅馬に於ける「民衆」の地位を述べて「そは權力の最大なる配分を有するものであつて、而して其の憲法は最も顯明なる民主政の典型に屬するものと論斷を下して不可なきものである」と稱してゐる。而も、そは吾人がリヴイアスの後の諸編に於て見るが如く、民主政治にも、混成政治にも、又た國內最良の人士の政治にも非ずして、世界の曾つて有したる最も堅實にして强大なる寡頭政治であつた。大官の職は比較的少數なる家族の掌中に領せられた。往昔執政官職が少數の舊貴族によつて保持せられたるが如く、紀元前三百年より百五十年に亙れる執政官年表を通覽する時は（Corpus Inscriptionum Latinarum, i. 483 foll.）、吾人は今や同一の姓氏が絕えず再現しつゝあるを看出す可きである。表中には固より平民の

姓氏も載せられてゐる。而も彼れ等の姓氏も亦た幾度びか再現する。而して新たなる姓氏に遭遇するは比較的稀有である。是れ等 Cornelii, Valerii, Claudii 等の貴族及び Licinii, Fulvii 若しくは Junii の如き平民の家族が執政官職に就く可き一種世襲の權利を取得せることが明かである。洵に人民は其の欲する所の人物を選出することが出來た。而も彼れ等は其の祖先が既に之れを保有せる者に權力を委せんとした。吾人は茲に主として國家に對して行へる勤務に其の權利の基礎を有する新たなる世襲的貴族を見るのである。高官に就ける祖先の肖像を家内に安置し、葬儀の行列中に之れを保持するの權利(jus imaginum)は其の最も顯著なる特色であつた。(Polybius, vi. 53; Cicero, ad Familiares, ix. 21.; W. Warde Fowler, The City-State of the Greeks and Romans, a survey introductory to the study of ancient history, 1916, p. 222.)。

凡そ寡頭政治の完全を保つが爲めには一方に於ては其の員數の增加を防止すると共に、他方には個人をして餘りに顯要なる地位に立ち、餘りに大なる人望を贏得せしむることを抑制しなければならぬ。民衆が傳説的に一定の家族のみを以て國家に對し支配者を供給するの資格を有するものとして承認せるの一事は貴族をして永く緊密なる團體として存續せしめた。功名心大なる個人が餘りに急速に權力を掌握し、餘りに長く其の權威を保持し、而して餘りに强大にして堅實なる黨與を保持するを防止するが爲めに、元老院は長官職に遠すに數多の法律的防備を以てした。グラッカス兄弟の時代以前に於て制定せられたる贈賄行爲を禁じ、匿名投票を命じたる嚴重なる法律は貴族を保護するが爲めに通過せられたるものであつて、道德的見地より發したるものではない。初めは慣習に依り、後には立法に依つて、大多數の官職に就くが爲めに必要なる最少の年齡が定められ其の保持せられざるを得ざる一定の順序が設けられ、而して相次げる兩長官職の在任期の間に一定の間隙が要求せられた。サルア(Lucius Cornelius Sulla, Felix)の下に於ける反動的憲法改正は善く這般の事項に於ける貴族政府の政策を説明するものである。是れに在つて重要なる長官職は兇事奉行職、造營司職、奉行職及び執政官職の順序に於て存し、而して二個年の間隙が各兩職の間に必要とせられた。執政官職に取つて必要なる最少年齡は四十三才であつて、何人と雖も十個年の期間が滿了するまでは長官職に再選せらるゝことを得ざるものである。斯くの如きは

主として寡頭政治の盛期を通じて徐々に形成せられたる組織であつた。加之ならず、如何なる長官も監察官を除いては一ヶ年以上在職す可らずと云へるものは亦た常に羅馬共和國の根本的原則であつた。（監察官の任期は十八ヶ月）。斯くの如き憲法上の規定は政治的行動を開始せんとする其の權力と欲求とを長官より奪つた。彼れは執政官と爲るの以前に於て多年元老院議員であつた。彼れは十二ヶ月内に再び元老院議員たる可きものであつた。彼れは其の短少なる任期中に於て階級的意識を失ふことがなかつた。彼れにして若し自己を主張せんと欲したとしても、そは不可能なる可きである。元老院は訓練せられたる行政官の團體であつた。其の多數は彼れ自身よりも係爭問題に關して更らに廣汎なる專門的知識を有してゐた。元老院は其の背後に數世紀の傳統を有する相互的自利によつて結合せる人々の團體であつた。寡頭政治を目的とせる國家組織中に於ける難點は領土の總督に對して一軍隊と無限の權力とを賦與せざるを得ざるの事實に存した。元老院は貨幣を充當するに際して財囊の紐を固く摑み、領土に對する軍隊派遣を議決し、總督の任期終了せる時は彼れ等をして領域に於ける其の施設を元老院に附して批准を受くることを必要ならしむるに由つて這般の危險を最少ならしめんとした。（Abbott, op. cit., pp. 25-27）。

二

グラッカス兄弟の時代とシーザーの其れとの間に存する一世紀間に於ける議會主義の衰微は是れ等の防備が順次に失はれたるの事實に其の原因を求め得可きものである。國内に於ける無秩序、國外に於ける戰役の壓迫及び軍隊の優勢は是れ等を無視するに至らしめた。紀元前第二世紀の末期に至つて元老院階級の指揮者はニューミディア（Numidia）王ジュガーザ（Jugurtha）に對する其の出征に於て著しく無力にして又た腐敗せることを示した。而して紀元前百〇七年庶民黨の強要は勇敢なる拉丁農民の子メーリアス（Gaius Marius）が執政官職に選任せらるゝを餘儀なからしめ、彼れに與ふるに亞弗利加に於ける軍隊の指揮を以てした。貧困なる日稼人の子であつた彼れは投機に成功して富を積み、ジユリア氏（Julia gens）の一族との緣組に依つて有力なる緣引を有するに至つた。（彼れの妻れるものは大シーザーの父 C. Julius Cæsar の女 Julia であつた）、而も彼れは終に其の庶民

出身の汚名を免るゝことを得なかつた。「兵士等は名譽と戰利品とを彼れ等と分つ將軍よりも、其の勞苦と危險とを共にする者を多く嘆美した。」（Ploutarchos, Caius Marius, vii.）。彼れは彼れが執政官職を贏ち得たるは貴族及び富者の柔弱に打勝てる戰勝紀念標なりと思料する旨を公言して憚らなかつた。彼れは又た曰く、彼れが昂然として人民に示し得るものは彼れ自身の創痍であつて、死人の紀念碑若しくは他人の古像ではないと。（ibid, ix）。「新人」（novus homo）たるメーリアスは誇示す可き祖先の胸像を一つも有することがなかつた。此の戰役に於ける彼れの赫々たる成功は百〇四年シンブライ（Cimbri）人及びチユトーナイ（Teutoni）人が伊太利亞に殺到して貴族階級の指揮者を破りたる時、人民をして再び彼れに依賴せしめた。再び彼れは成功を收めて、百〇四年、同三年、同二年相次いで執政官職に選任せられ、百〇一年には六度び其の職に就いた。彼れはロミユラス（Romulus）及びカミラス（M. Furius Camillus）に次げる羅馬第三の建設者と呼ばれた。

彼れの時代前に於て、かのサーヴィアスの憲法は必然種々なる點に於て弛廢せざるを得なかつた。羅馬市民をして軍務に服するの義務を有せしめたる最少限の財産資格たる一萬一千アスは四千アスに低下せしめられた。騎兵隊は猶ほ最富裕の市民より、輕裝隊（歩兵 Pedites 中の最下級のものであつて velites と稱せられ、革製の冑、即ち galea 輕楯 parma 及び一口の劍と數本の輕き投槍を有するもの）は最貧困なる市民より選拔せられたのであるが、中層階級、即ち本然の横隊歩兵の配列は財産に據らずして、hastati, principes 及び triarii（何れも高き羽毛飾りを有する青銅の冑 cassis 大楕圓の楯 scutum、革製の胸甲 lorica 脛當及び劍 gladius を帶し、又何れも槍を有するも前二者の有するものは hasta、最後のものは pilum）の三部に於ける服役の期間に依つて定められる。加之ならず、伊太利亞の同盟者は久しき以前より軍務に參加して居つた。彼れ等の場合に於ても亦た恰も羅馬市民の間に於けるが如く兵役の義務は主として所有階級の上に課せられて居つた。然しながら羅馬の兵制はメーリアスの時代に至るまで大體に於て當初の市民兵制度に依つて居つたのであるが、そは最早變化せる國情に適合するを得ざるものであつた。上層の社會階級は次第に軍務より疏隔するに至り、而して羅馬及び伊太利亞の中層階級は共に急速に消滅しつゝあつた。而も他方に於て伊太利亞の貧民階級並びに伊太利

亞外の同盟者及び臣民は斯くの如くして生せしめられたる罅隙を滿すが爲めに利用せらるゝことが出來た。最富裕の市民より構成せられたる騎兵隊はメーリアスの時代以前に於てすら實際上戰場に於ける勤務を廢して居つた。常態の下に在つては適當なる資格を有する人々を以て軍隊を滿すことは至難の事業であり、アロシオー（Ἀραυσίων）戰爭後の如き危急の秋に於ては不可能であつた。既に原則として重騎兵はスレーシア（θρᾷκη）、輕騎兵は亞弗利加より來り、リギュリア（Liguria）の輕步兵、バリアレース（Baliares）諸島の投石者（funditor）の使用は日々其の數を增加して居つた。加之ならず、適當なる資格を有する市民の缺乏に由つて無資格なる貧民は命せられずして兵役に就かしめらるゝに至つた。洵に定職なく、又た定職を嫌忌せる下層市民の群れより、又た羅馬の軍務に伴へる顯著なる利益に由つて、義勇兵の徵募は敢て困難なるを得なかつた。斯くて義勇兵及び徵募制度が市民召集の舊制度に代り、騎兵隊及び輕部隊が主として臣民の義勇兵より成り、而して凡ゆる自由市民が任意に軍隊に入ることを許容せらるゝに至りしは社會的及び政治的變化の必然的結果であつて、又た洵にメーリアスの手を借りて百〇七年を以て初めて遂行せられたる所である。メーリアスは又た是れまでヴイリテイース、ハステータイ、プリンシピース及びトリエーリアイの四部の享有せる確定的隊列及び地位若しくは軍旗及び軍裝の何れを問はず、舊貴族的差別の一切を廢止した。メーリアスが全軍團に與へたる銀鷲の新軍旗は狼、人頭牛、馬及び猪の舊四軍旗に代つた。（Mommsen, op. cit., S. 193-195.）。

共和政の根本組織は本質上市民は亦た兵士であり、兵士は何よりも先づ第一に市民であると云ふ見解に基けるものであつた。而してそは兵士階級が構成せらるゝと共に終滅したのである。亞弗利加戰役に於けるメーリアスの僚友 Publius Rutilius Rufus の案出せる新操練法の下に於て軍務は漸次職業と爲つた。當初は制限せられて居つたが軍務に對する貧民階級の許容は急速に其の效果を表した。將軍は兵士に恩賞を與ふる專斷なる權利を有し、有爲にして功勞ある兵士は將軍より分捕品の配分を、國家よりして其の獲得せる農地の分配を要求することを得たるが故に、一層然るを見たのである。古代の市民若しくは農民に取つては兵役は常に負擔であり、義務であつて、而もそは彼れ等に與へらる可き報酬によつて輕

滅せらるゝが如きことは殆んどなかつた。然るに兵籍に入れる貧民階級に取つては事情は著しく相違する。彼れ等は差當り其の給料のみに依頼せるのみならず、廢兵院なく、又た其の除隊後に於て彼れ等を收容す可き救貧院すら存せざりしが故に、彼れ等は向後も亦た其の軍旗の側に留り、其の市民的存在を確立するに非ざれば之れを去ることなきを欲した。彼れ等の唯一の郷關は陣營であり、其の唯一の業務は戰爭であり、其の唯一の希望は將軍であつた。メーリアスはローディアイ平野(Campi Raudii)に於て伊太利亞同盟者の兩歩兵隊(cohortes)に羅馬の市民權を賦與したる其の違憲的行爲を辯護して曰く、余は戰爭の叫喚裡に在つて法律の聲を聞き分くることを得なかつたと。(ibid., S. 196.)。

III

メーリアスは Caius Servilius Glaucia 及び Lucius Appuleius Saturninus と結んで元老院の反對に打勝つた。ケーヤス・グラッカスの意想はサターナイナスが護民官として一部分は既に百〇三年に提出し、一部分は一百年に至つて提出せる Lex Appuleia, agraria. と爲つて彼れ等三個の同盟者に由つて復活せしめられた。メーリアスは初め亞弗利加に於て、次いで凡ゆる領土並びに猶ほ獨立を持續せるケルト民族によつて占領せられつゝありしアルペス山外の其れに於ても尚ほ其の兵士に約したる土地の讓與を行ふことを求められた。伊太利亞の同盟者も亦た羅馬市民と共に其の讓渡を受く可きが故に、そは實際上彼れ等を羅馬人と平等ならしむるの第一歩であつた。斯くて又たケーヤス・グラッカスの企圖せるアルペス山外及び海外植民の廣大なる計畫のみならず、先づ伊太利亞人より初めて軈がて全羅馬臣民に對して漸次同一の政權を賦與せんとする彼れの畫策も亦た復活せしめられたのである。這個土地分配の事業を行ふが爲めにはメーリアスは年々執政官職に就き、實際上羅馬の王と爲ることが必要であつた。グラッカスの例に倣つて、メーリアス及び其の黨與は資本家階級と貧民階級との援助によつて戰つた。騎士階級は依然として判事席を占めたるのみならず、裁判官としての彼れ等の權力は著しく擴張せられて、地方長官の苛求に對し更らに大なる抑制を行ふことが出來た。彼れ等は又た首都の貧民階級に對しては一モーディアス(modius 乾量の名)に付き從來六アス半なりしものを一アスの六分の五と云ふ無償に等しき價格を以

て穀物を賣却した。而も彼れ等が主として其の方策を實行し得たる實力は是れ等騎士階級及び首都の賤民との同盟に存せずして、メーリアス軍の除隊兵に在つたのである。這般の事實は又た彼れ等が革命の企圖に對して強烈なる軍事的色彩を與へた。穀法及び植民法は豫期の如く貴族政府の激烈なる反對を受けたのであるが、サターニナスが剛毅なる態度に出でたるとメーリアスの強健なる兵士が投票を行ふが爲めに雲霞の如く羅馬に押寄せるが爲めにアピューレイア法は承認せられたのである。（Cicero, De oratore, ii. 25, 27, 39; Pro Sestio, 16, 47; Brutus De Claris Oratoribus, 35; Joachim Marquardt, Römische Staatsverwaltung, i, 1873, S. 110; Mommsen, S. 203-204）。

四

然るに其の計畫が實行せらるゝに至りたる時、政治的手腕を缺ける將軍と强暴なる市井の煽民政治家とは永く同盟を持續する能はざることが明かと爲つた。富裕階級はサターニナスと其の街上の煽動に對して好感を有するものではなかつた。加之ならず騎士隊は其の武裝せる群團と衝突を來し、彼れは紀元前百年に辛じて護民官に選任せらるゝことが出來た。斯くて此の有力なる團體はメーリアスが事實上其の更らに强暴なる同盟者の手先たるを見たる時、彼れ等は貴族政府に一味することゝ爲つた。而してメーリアスが其の同盟者の進みたると等しき程度まで進むを拒み、同時に自己の黨與並びに元老院と商議し、元老院議員としてアピューレイア法が其の通過の際、形式に於て缺くる所ありしが爲めに之れを遵奉するの宣誓を行ふに當つて「同法が眞に有效なる限りに於て云々の留保を爲せるが爲めに彼れと最も强暴なる民主主義者との間には調停の道なき決裂を生ずるに至つた。サターナイナスは更らに九十九年度の護民官候補者として現れ、グローシアは現在奉行職に在つて二ヶ年を經過するまでは法律上被選資格を有せざるに拘らず、執政官職の候補に立つた。執政官職に對する政府黨の候補者はCaius Memmius であつたが、彼れは不意に一隊の兇徒の襲擊を受けて死んだ。元老院は執政官メーリアスに干涉せんことを求めた。而してメーリアスは快く之れを諾して、彼れが民衆より取得し、其の利益の爲めに振はんことを約したる劍を保守黨の爲めに拔かんとするの態度を示した。而して俄かに徵募せられたる壯丁

が整列しつゝある間に、元老院議員は Marcus Scaurus に導かれて武裝して公所に現れた。民主黨は彼れ等の危險を知り、獄舍の戸を押破つて總べての奴隷を釋放した。紀元前一百年十二月十日大市場に於て戰爭が開始せられた。是れゞ首都の城壁内に於て戰はれたる最初の戰爭である。而してそは民衆黨の完膚なき敗北を以て終つた。命令を俟たずして若き貴族等は捕虜が一時監禁せられつゝありし元老院の屋根に攀じて、其の瓦を剝き取り、之れを以て彼れ等を殺した。政府は完全なる勝利を贏ち得た。騎士階級より成れる法廷は毫も假借する所なく反對黨を處罰した。サターナイナス法は固より抹殺せられた。メーリアスの海外植民地は縮少せられてコルシカ(Corsica)の一小植民地のみと爲つた。九十九年、護民官タイシアス(Sextus Titius)がアビューレイア農地法を再び提出して之れを通過せしむるや(Lex Titia, agraria)、元老院は宗教上の理由に假託して新法を廢止し、騎士階級は之れを提出せるの故を以てタイシアスを處罰した。(Cicero, de Legibus, 2, 6, 12.)。

五

其の起草者の沒落以後に長く殘存せる民衆と貨幣貴族との同盟の上に立てるグラッカスの憲法は今や將さに死滅せんとしてゐる。完全なる政權を掌握せる寡頭政治を再興するの時機は到達した。一切のものは懸つて陪審官の任命を元老院に回收するに在つた。蓋し輓近に至り領域の總督は最早元老院の爲めに之れを支配することなく資本家及び商人階級の爲めに之れを統治することゝ爲れるが爲めである。ケーヤス・グラッカスを敗りたるドルッサスの子にして九十一年に護民官たりし Marcus Luvius Drusus は騎士階級の陪審法廷を攻擊するの時期到れることを感じた。而も元老院議員中には明確に資本黨と看做さる可きものが存して居つた。加之ならず、貴族中に在つて腐敗墮落せる者は倨傲なる騎士階級に對して危險なる鬪爭を開始するよりも之れと領域の利得を分つを以て滿足せんとした　ドルッサスは騎士階級より陪審官の職能を取戻して之れを元老院に返還し、元老院をして其の責任の增加に應ずるを得せしむるが爲めに之れに三百の新議員を加ふることを提案した。加之ならず、特別刑事委員は收賄の罪を犯せる者若しくは其の嫌疑者を裁判するが爲めに任命せらる可きである。而もドルッサスの提案は決して是れのみに限らるゝものではなかつた。彼れは穀物の

給與を增加し、是れに由つて增大なる經費に充つるが爲めにデネーリアス（denarius）銀貨と並んで銅板の其れを永續的に發行し、又た市民より成る植民の移住の爲めに未だ分配せられざる伊太利亞の耕地及びシシリアの最良の部分の總べてを保留することを提案し、而して伊太利亞の同盟者に對して羅馬人の特權を賦與せんとした。彼れは其の法案を通過せしむるが爲めに伊太利人の特權に關する其の提案を留保し、其の他の方策を纏めて一法案と爲し、斯くて穀物の給與及び土地の配分に休戚を有する者をして又た陪審法廷の移轉に關する提案の通過に協力せしめんとした。彼れは彼れ等及び其の所領が脅されたる大地主を除きて之れに贊成せる伊太利亞人の援護に由つて其の法案を通過せしむることが出來た。Leges Liviae は通過を見たのであるが、彼れの反對者たる執政官 Philippus は形式に於て缺くる所あるを理由として之れを拒否するが爲めに元老院を召集した。而も騎士階級の裁判權を排するを喜べる元老院の多數は此の提案を斥けた。是に於て乎、ヒリッパスは公市場に於て斯くの如き元老院と共に統治を行ふは不可能なるが故に、他の國會を求む可きことを宣言した。元老院の多數は動搖し始めた。

次第にドルッサスの伊太利亞人との關係が明瞭と爲るに連れて、其の反對者の揭げたる叛逆罪の狂暴なる絶叫は大多數の政府黨によつて共鳴せられた。反對派は愈々有力と爲つた。元老院は終に形式に缺くる所あるを理由としてリヴィア法を取消すの命令を發するに至つた。資本階級に對する元老院の攻擊は全然失敗に終つた。ドルッサスは一夕其の父の肖像前に刺された。兇行者は宵闇の裡に消えて犯罪の證據は終に滅した。（Appianus, B. C. i. 35; Cic. de Orat. i. 25; de Domo, 50; pro Domo, 16; Liv. Epit. 71; Diodorus Siculus, Bibliotheca, xxxvii. 10, Mommsen, S. 212-217.）